



®

令和6年
(2024年) 8月13日(火)

No. 16200 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

《東京地方裁判所》

特許権移転登録手続請求事件

(ヘアーアイロンー本件特許権の取得について

民法94条2項を類推適用することを認めた事例) [上] (全2回)

ー令和4年(ワ)第19222号、令和6年4月17日判決言渡ー

事案の概要

本件は、原告が、特許第6527371号の特許(本件特許)に係る本件特許権について、原告は本件発明について特許を受ける権利を有する者であったにもかかわらず、原告の代表権限を有しないAが、原告に無断でその権利をBに譲渡してしまったため、本件発明について特許を受ける権利を有しないはずのBが本件特許権の設定登録を受けており、本件特許は特許法123条1項6号に規定する要件に該当すると主張して、本件特許権の特許権者として登録されている被告に対し、同法74条1項に基づき、本件特許権の移転登録手続を求める事案である。



弁理士法人 新樹グローバル・アイピー

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544

www.giplaw-osaka.co.jp mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治

弁理士 夫 世進
弁理士 本田 恵
弁理士 香山 良樹
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝※
弁理士 岡崎 信治

弁理士 福山 正寿
弁理士 石川 貴之
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎

弁理士 合路 裕介※
弁理士 金田 祥子
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子

(日本弁理士ABC順)

中国弁理士 鄭 徳虎 韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン※ ※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)